

基礎控除など引き上げ

市税条例の一部改正

地方税法の一部を改正する法律は、三月三十一日に公布され、四月一日に施行されました。市では改正税法にもとづいて市税条例を市長の専決処分改正し、昭和五十五年の市税から適用することになりました。

改正部分のうち市民のみなさんに特に関係の深い市民税についてお知らせします。

▼基礎控除等が次のとおり引上げられました。

基礎控除、配偶者控除二十一万円
 ↓二十二万円、扶養控除二十万円
 ↓二十二万円、老人扶養控除二十一万円

なお、同居している自己または配偶者の直系尊属が、老人扶養親族に該当するときは、同居老親扶養控除として二十六万円が適用されることになりました。

▼障害者控除等が次のとおり引上げられました。

障害者控除十九万円↓二十一万円、特別障害者控除二十一万円↓二十三万円、老年者控除、寡婦控

除、勤労学生控除十九万円↓二十一万円。
 ▼市民税所得割の税率適用区分が別表のとおり改められました。
 ▼市民税個人均等割が七百円から千円に、また、県民税個人均等割も三百円から五百円に引上げられています。
 この改正条例は、六月定例市議会に報告され承認を求められています。

おすみですか?.....

国民年金の「特例納付」

六月三十日が締め切り

「特例納付制度」は、国民年金に加入しなければならぬのに加入の手続きをしていない人や、加入はしても保険料を滞納していることよって将来老齢年金がうけられなくなっている人の特別救済措置として、今年の六月三十日までに限って、時効のため保険料が納められなくなっている過去の滞納期間について、一か月四、〇〇〇

円の特例的に保険料を納めていただくものです。老齢年金をうけるためには、保険料を納めた期間が二十五年(昭和五年四月一日以前に生まれた人は、年齢に応じて十年)

二十四年の間で短縮されます)以上が必要とされています。このため、保険料を長期滞納してしますと、将来年金がうけられなくなってしまう。あなたは、年金がうけられますか。保険料を滞納していませんか。もし保険料を滞納していたらこの機会にぜひ特別納付をして年金がうけられるようにしましょう。

「ミス日光」にご応募ください

今年も七月二十三日から八月七日まで、日光納涼夏まつりが行われます。

この「夏の祭典」に先立ち、日光の若い女性代表を選ぶ「ミス日光コンテスト」を七月十九日に日光市総合会館で行いますので、どしどし応募してください。

▼資格 市内に居住または市内の事業所に勤務している方で、十八歳から二十五歳(七月一日現在)

し尿くみ取り業者の受付持ち区域変更

- ◎月曜・火曜・水曜日 上・中・下鉢石町、稻荷町一・二・三丁目、御幸町
- ◎木曜・金曜日 石屋町、松原町、宝殿
- ◎土曜日 相生町、東和町、若杉町
- ◎西町地区(山内、安良沢町)
- ◎日光清掃社(☎四一〇四二一)
- ◎月曜・火曜・水曜日 匠町第一・第二、本町第一・第二、安良沢町
- ◎木曜日 本町第三・第四、安川町(下河原、西参道を除く)
- ◎金曜・土曜 下河原、西参道、山内、花石町、久次良町

第3日曜日は

家庭の日

家族そろって
楽しい
ひとときを...

申し込みは一週間前にくみ取りは、申し込みを受けてから約一週間で伺います。現場での申し込みは受け付けません。なお、苦情やご意見がありましたら、清掃事業所(☎四一〇四二二)へご連絡ください。

《別表》

税率	改正後	改正前
2%	30万円以下	30万円以下
3%	30万円以上	30万円以上
4%	45%	50%
5%	70%	80%
6%	100%	110%
7%	130%	150%
8%	230%	250%
9%	370%	400%
10%	570%	600%
11%	950%	1,000%
12%	1,900%	2,000%
13%	2,900%	3,000%
14%	4,900%	5,000%